

農地売買等事業の実施に係る事務取扱経費取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（平成26年4月25日制定。以下「実施規程」という。）の定めるところにより行う農用地等の買入れ、売渡しに係る事務経費（以下「事務取扱経費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱経費の徴収等)

第2 公社は、前条に定める事業の実施に要する事務取扱経費を徴収するものとし、その額及び徴収時期、方法等は次の表に定めるとおりとする。

区分	事務取扱経費の額	徴収時期及び方法
①公社 買入れ	実施規程第10条第1項に規定する公社買入価格に2%を乗じた額とする。 但し、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 また、算出して得た額が10,000円未満のときは、10,000円とする。	売主への買入代金支払時に買入代金から控除する。 なお、共有の場合は、事務取扱経費を持ち分にに応じて負担させる。 ただし、共有者の1人が他の共有者分も負担する旨、事前に書面で申し出た場合は、申し出により徴収する。
②公社 売渡し	実施規程第11条に規定する公社売渡価格に次の公社保有期間に応じた率を乗じた額とする。 ア 保有期間1年以下は、1% イ 保有期間1年を超え5年以内は、2% ウ 保有期間5年を超えるものは、5% 但し、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 また、算出して得た額が10,000円未満のときは、10,000円とする。	買主への売渡代金徴収時に併せて徴収する。 なお、割賦売買の場合は、不動産割賦売買契約締結時に徴収する。

2 既に徴収した事務取扱経費は、これを返還しない。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又はその一部を返還することができる。

3 1の表中「公社売渡し」における保有期間の算定については、始期を公社からの土地代金の支払日とし、終期を売渡相手方からの土地代金の納入日とする。

(減免)

第3 理事長は、特別な事由があると認めるときは、事務取扱経費の額を減額し、又は免除することができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月25日から適用する。